芦屋市立山手中学校いじめ防止基本方針【令和３年４月改訂】

芦屋市立山手中学校

１　本校の方針

本校は、「豊かな心を育て　確かな学力　たくましい体力を身につける」を教育目標に掲げて、心身ともに健康で、心豊かな生徒の育成を推進しています。また地域に開かれた学校を目指しています。生徒指導においては問題行動の早期発見と予防に力を入れると共に、いじめや暴力には毅然とした対応をとっています。そして全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう考えています。

いじめ防止に向けては、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めました。

２　いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定められています。（「いじめ防止対策推進法」）

いじめについては、「いじめは、どの学級にも起こり得る。」「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進します。

３　いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1)　日常の指導体制

日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を定めるとともに、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者により構成される校内いじめ対応チームを別に定めます。

（「いじめ防止対策推進法」第 22 条に基づく）

また、いじめの問題への対応においては、学校のみでの解決が困難な場合もあるため、平素から、育友会、地域、関係機関等との連携し、情報共有のできる体制を構築します。

別紙１　校内指導体制及び関係機関

さらに、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定めます。

別紙２　チェックリスト

(2)　未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育みます。また、いじめの早期発見のため、毎学期実施するアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。また、家庭・地域からの情報を共有し、見守りを進めます。

電子メールやソーシャルネットワーク上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、生徒

に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進し、講演会を実施します。また、新型コロナウイルス感染症に感染した方や関係者及びそのご家族等に対する誤った情報や不確かな情報に基づいた不当な差別やいじめ、SNS での誹謗中傷などは絶対にあってはなりません。正しい情報に基づき、人権意識を持って冷静に行動する態度を育みます。

いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。

別紙３　年間指導計画

(3)　いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、すみやかに校内組織に報告し、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの~~解決~~解消に向け学校全体で組織的に対応します。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があると捉えています。

①少なくとも３か月を目安とし、いじめに係る行為が止んでいること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

別紙４　組織的対応

４　重大事態への対応

(1)　重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定されます。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断します。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応します。

(2)　重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等も加えた組織で調査し、事態の解決に当たります。

なお、事案によっては、市教育委員会及び県教育委員会が設置する重大事態調査のための調査委員会に協力します。

５　その他の事項

信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう学校便りの充実やホームページの更新により情報発信に努めています。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努めます。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直します。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。そして、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意します。